

令和 2 年 3 月 1 9 日
在デンマーク日本国大使館

グリーンランド・ヌーク市の閉鎖（新型コロナウイルス関連情報）

【ポイント】

- 3月18日からグリーンランド・ヌーク市が閉鎖中
グリーンランド自治政府首相府のウェブサイトによれば、キールセン首相はヌーク市で2人目の感染者が確認されたことを受け、18日からヌーク市外への移動を禁止すると発表しました。
また、20日からのグリーンランドへの航空便の発着停止措置を前に、自治政府は、グリーンランド航空に対し、ヌークからデンマーク本国に出国を希望する人のため、19日と20日のフライトを許可したとのことです。
- 在宅勤務に伴うサイバー攻撃への注意喚起
デンマーク国防省は、在宅勤務に伴うオンライン活動に対するサイバー攻撃への注意喚起を行いました。
- 10人以上の集会禁止に違反すると罰金
18日から実施されている10人を超える集会の禁止に違反した場合は、1,500デンマーククローネ（約200ユーロ、24,000円）の罰金が科せられます。
- 生活情報
赤十字社の自宅隔離対象者への買い出しの手伝いやNPO団体による心理カウンセラーホットラインの開設についてお知らせします。
- 19日17時現在、デンマーク全体の感染者数は1225人（デンマーク1151人、フェロー諸島72人、グリーンランド2人）、死亡者は6人です。

1 グリーンランド・ヌーク市の閉鎖

18日付け、グリーンランド自治政府首相府のウェブサイトに掲載されている、ヌーク市閉鎖の概要は以下のとおりです。

- ヌーク市外への移動は、個人で所有する移動手段（自家用車、スノー・スクーター、犬ぞり、ボート等）も含めて禁止。
- ヌーク市では10人以上の行事は室内外とも、18日から2週間禁止。
- ヌーク市内の商業施設、ディスコ、バー、スポーツ施設、フィットネスセンターは閉鎖。レストラン及びカフェでの客の受け入れを禁止。デリバリーは可能。
- ヌーク市内の全ての教育機関とデイケアセンターは閉鎖。

●日用品店は営業するが、買い物客は2メートルの距離をとること。

なお、ヌーク市以外の交通閉鎖やグリーンランド発着の航空便の停止は20日からとされていますが、グリーンランド自治政府は、グリーンランド航空に対し、ヌークからデンマーク本国に出国を希望する人のため、19日と20日のフライトを許可したとのことです。(グリーンランド航空 HP より)

(首相府ホームページ)

https://naalakkersuisut.gl/da/Naalakkersuisut/Nyheder/2020/03/1803_til_tag_begraensninger

(グリーンランド航空 HP)

<https://www.airgreenland.dk/hjaelp/foer-rejsen/covid-19>

※最新の運航状況は随時各航空会社に確認が必要です。

2 在宅勤務に伴う注意喚起

19日付けデンマーク国防省のプレスリリースで、サイバー攻撃に対する注意喚起が行われています。(同抜粋)

●現在、多くの人々が在宅勤務しており、ビデオ会議、オンライン授業など、多くのオンラインでの活動が行われている。

●サイバー犯罪者はこの状況を利用して、脆弱性についてPCやITシステムをマルウェアに感染させたり、ターゲット攻撃を行おうとしている。

●偽メール、フィッシングメールなどに注意し、知らない送信者からの電子メールを安易に開封しないこと。犯罪行為に巻き込まれた場合は警察かサイバー・セキュリティ・センター(CFCS)に通報すること。

在宅勤務に際してのサイバー・セキュリティ・センターのアドバイスを参照すること。

<https://fmm.dk/nyheder/Pages/Forsvarsministeren-advarer-Cyberkriminelle-til-udnytte-krisesituation.aspx> (国防省プレスリリース)

<https://fe-ddis.dk/cfcs/Pages/cfcs.aspx> (CFCSのHP)

3 10人以上の集会禁止違反に対する罰金

18日10時から実施されている10人を超える集会の禁止に違反した場合、1,500デンマーククローネ(約200ユーロ、24,000円)の罰金が科せられます。

●同禁止令は、スポーツや音楽イベントを中止や、ショッピングモール、カフェ、レストラン、ナイトクラブ、スポーツホール、一部の中小企業を閉鎖といった、コロナウイルスの蔓延を抑制する政府の取組みの一環として、18日午前10時に発効した。

●同禁止令に違反した店舗に対しては、5,000DKK（約8万円）の罰金が科される。食料品店、薬局、及びその他の不可欠な商店は免除されるが、手指の消毒液を利用可能にし、買い物客の互いの間隔維持といった新たな規制を遵守しない場合、1,500DKKの罰金が科せられる。

●集会の権利はデンマーク憲法によって保証されているが、首相は「特別な状況」のために同禁止令は法的に正当化されるとする。

詳しくはデンマーク検察庁のホームページをご覧ください。

<https://anklagemyndigheden.dk/da/boedetakster-overtraedelse-af-forbud-mod-stoerre-forsamlinger-som-foelge-af-covid-19>

4 生活情報

●デンマーク赤十字社が、体調不良の方や自宅隔離対象者、新型コロナウイルス感染によって重篤化する危険のある方向けに、食料品の買い出し、犬の散歩、荷物や薬品の受け取り等の手伝いを提供しています。

詳細は赤十字社ホームページ (<https://www.rodekors.dk/corona/hj%C3%A6lp>) をご覧ください。

●子供・青年・親向け心理カウンセラーホットライン

NPO 団体 Organisationen Børn, Unge & Sorg は、心理カウンセラーを必要としている子供、若者・親に向けたホットラインを開設しました。

+45 69 16 16 67（毎日9時～16時）

不安症などを以前から抱えている子供や青年、その親、また重病を抱えていたもしくは抱えているため、現在の状況を非常に不安に思っている家族等を対象としており、専門家や心理カウンセラーのアドバイスや支援を受けることができます。（同HPより）

詳しくデンマーク保健庁のホームページもしくは Organisationen Børn, Unge & Sorg ホームページをご覧ください。

<https://sorgcenter.dk/news/video-tal-med-dit-barn-om-corona-fire-gode-raad/>

在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

<当館からのお願い>

感染症予防の観点から、当館はテレワーク等を導入し、運営しております。領事窓口に関して、旅券の切替申請や証明申請などのうち、不急の申請・お手続きについては可能な限り3月27日までお控えいただきたくお願いいたします。

す。また領事関連の諸手続きには、通常より長く時間がかかることにつき、ご理解とご協力をお願いいたします。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト（デンマーク語）

www.coronasmitte.dk

当館特設ページ（過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約）

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等（英語）

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。